青森県地域間幹線系統確保維持費補助制度

複数市町村にまたがる広域的・幹線的バス路線の維持費(運行欠損額)に対して、1/2 補助を行っている。(ほかに国が地域公共交通確保維持改善事業費 1/2 補助を実施)

ただし、利用者が少ない一部路線(平均乗車密度 5.0 人未満)への路線維持費補助は沿線市町村の負担もあり(受益者負担を考慮した青森県独自の要件)。

補助対象路線

- ・複数市町村にまたがるもの(平成13年3月31日における市町村の状態に応じて決定)
- ・運行回数が1日当たり3回以上
- ・輸送人員が15人から150人と見込まれるもの(計画平均乗車密度×計画運行回数)
- ・広域行政圏の中心市町村並びに準ずる市町村への需要に対応するもの 青森市、弘前市、五所川市、むつ市、十和田市、八戸市→中心市町村 黒石市、鰺ヶ沢町、三沢市、野辺地町、七戸町、三戸町→準ずる市町村

補助の内容

◆路線維持費補助

○補助対象経費:補助系統の運行欠損額

県の補助実績額 (単位:千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
弘南バス㈱	136, 332	119, 740	116, 730	115, 033	116, 316	109, 132
岩手県北自動車㈱	34, 365	37, 759	33, 465	35, 082	40, 116	41, 042
十和田観光電鉄㈱	16, 885	12, 735	14, 198	15, 305	16, 315	19, 570
下 北 交 通 ㈱	23, 424	14,805	21,669	19,857	17, 585	19, 239
JRバス東北㈱	5, 971	6, 141	5, 656	5, 863	6, 208	8, 777
計	216, 977	191, 180	191, 718	191, 140	196, 540	197, 760

上記の運行欠損額補助のほか、車両減価償却費等補助(青森県生活交通バス車両緊急整備事業費補助として措置)を実施

- ○補助対象経費:補助対象系統を主として運行する購入車両の減価償却費及び金融費用
- ○補助対象限度額
- ・減価償却費の場合

ノンステップバス 15,000 千円 (国基準同額)、ワンステップバス 13,000 千円 (国基準同額)、小型 車両 12,000 千円 (国基準同額) と、「実質購入費 -1 円」のいずれか低い方の価格

・ 金融費用の場合

当該車両購入に係る借入利率と 2.5%のいずれか低い方の率で計算した額(国基準同額)

○補助率: 2分の1 (但し、県では、国基準同額の車両減価償却費等補助に加え、平成27年度購入分までは事業者負担の1/2相当の嵩上補助を実施している。)

県の車両減価償却費等補助実績額

(単位:千円)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度
弘南バス㈱	26, 704	26, 459	23, 906	21,656	20, 177	19, 553
岩手県北自動車㈱	4, 079	3, 209	1,607	1, 569	1,531	376
十和田観光電鉄㈱		_	_		_	_
下 北 交 通 ㈱	568	_	_		_	_
JRバス東北㈱		_	875	1,500	1,500	1,500
計	31, 351	29, 668	26, 388	24, 725	23, 208	21, 429